

告 示

埼玉県告示第二百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により坂戸市から坂戸都市計画事業坂戸中央2日の出町土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕